

Title	公共欲望および公共財に関連する問題：一つの覚え書
Sub Title	Some questions on the conceptions of public wants and public goods
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.11 (1967. 11) ,p.1274(26)- 1293(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19671101-0026
Abstract	
Notes	町田義一郎教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671101-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共欲望および公共財に関連する問題

— 一つの覚え書 —

高 木 寿 一

一、アダム・スミス、ミル、ザックスの解釈

現代の財政学における公共欲望——公共財に関する基本的な解釈において、その基底に古典学派（例えば、アダム・スミスおよびJ・S・ミル）の解釈が、いまだなお存在しているように思う。

アダム・スミスが「国富論」（一七七八年）において、重商主義および重農主義の諸政策のように或る特定の産業および貿易に特惠を与え、または制限を加えることは、事実においてその目的を覆がえしてしまうことになる（なっている）。すべての特惠・制限の制度を廃止すれば、明白・簡単な「自然的自由のシステム（System of Natural Liberty）」が自ずから確立することになる。そのシステム（制度または体制）において君主または国家が行なうべき義務—任務は、わずかに三つであるということばは、経済学および財政学の研究者のすべての人々の熟知しているところである。

そして、その自然的自由のシステムにおける国家の任務は、（1）国防、（2）社会の各員を不正と圧迫から保護する司法・警察、（3）或る種の公共土木事業と公共施設の建設と維持であるという。そしてこの第三の任務について、それは社会

にとって最高度に有利であるが、個人または少数者にとっては費用を償い得ないので（註）、国家が建設し維持するもの——すなわち商業・交通を促進する事業と施設（道路・橋梁・運河・港湾の施設など）と、教育施設であるという。

現代の財政学における公共欲望の解釈——例えばマズグレーブの解釈において（本誌三七—三九頁参照）、アダム・スミスのいう（1）と（2）の職分は「社会的欲望」とそれを充足する国家用役という形態の公共財の提供である。（3）の任務はマズグレーブがいう「価値欲求」の充足に該当することになる。

註 「費用を償い得ないので」というのは、市場の有効需要の範囲を超えていることを意味している。それは新規投資の限界効率が低いので、——多額の資金を調達することの困難と投資の予想収益率が低いので、民間投資が現実に行なわれないことを意味している。

J・S・ミルは「経済学原理」（John Stuart Mill, Principles of Political Economy, 1st Edition, 1848. — 7th Edition, 1871）の第五篇「政府の影響について」の第一章「政府の職分一般について」において、政府の諸職分を「必然的職分」（necessary functions）と選択的職分（optional functions）に区別している。

必然的職分というのは「政府という觀念と不可分な職分か、或はすべての政府によって慣習的に、また異論なく、遂行されている（exercised habitually and without objection）職分のことである。

選択的職分というのは「それぞれの政府が、その職分を遂行すべき（should exercise）であるか、遂行すべきでないかについて、まだ疑問の余地がある（questionable）と考えられている職分のことである。ただし、選択的（optional）ということばは、その問題となっている職分（functions in question）を、政府の職分としてとり上げるべきか、それともとり上げるべきでないかは、どうでもよいことであるとか、または恣意的な選択に任かせておいて差支ないこと（a matter of indifference or of arbitrary choice）であるという意味を含んでいるわけではない。ただ、それらの職分を遂行することが適当であるということ（expediency）、必然的である（necessary）というほどには（程度には）達していないで、この問題については、現に意見

の相違がある (diversity of opinion does exist) または意見の相違があり得る (may exist) という意味を含んでいることを云おうとしているだけである」という (7th Edition, edited by W. J. Ashley, p. 796 参照)。このミルの「必然的職分」と「選択的職分」の解釈は、現代ではマズグレーブの「社会的欲求」と「価値欲求」の解釈に (少くともその基底において) 通ずるものがあると思う。

財政または財政活動は、国家・公共団体の職分を遂行するために必要な経済的手段 (資金・財貨・用役) を調達し、これを処分することによって財政需要を充足するというが、その職分を遂行するということは、その社会経済的な意味または内容からみて、その国家・公共団体を形成している人々の集合的欲望または共同欲望、または公共欲望を充足することを意味するものと解釈する場合が多い。そして「国家・公共団体の職分を遂行するために」というところを、「共同欲望または公共欲望を充足するために」経済的手段を調達し使用 (または処分) する財政活動を行なうと表現する場合が多いのである。また「共同欲望」を「集合欲望」と表現する場合もある。殊にザックスは「理論的国家経済の原理」(Emil Sax, Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft, 1887) において、集合欲望論を出発点として財政学を検討している。

ザックスの解釈を要約すれば、経済は欲望充足の活動であるが、その欲望は個人欲望と集合欲望に区別される。集合欲望を充足する組織は国家であるが、欲望を持つ者は個人である。集合欲望は個人に還元される。個人経済を支配する原理は、国家共同経済にも適用し得るといふ。ザックスは、この個人欲望に還元される集合欲望を基礎として、集合経済現象 (国家経済) を検討する。これがザックスの純粹理論的な国家経済学 II 財政学の出発点をなしている基本的な解釈である。

このザックスの解釈は、イタリアの Mazza, de Viti de Marco そのほか、スウェーデンの Wickseil, Lindahl などに強い影響を与えている (或は継承されていると云ってよい場合もある)。

二、セリグマンの「公共欲望」の解釈

「公共欲望」に関するセリグマン (Edwin R. Seligman) の解釈は示唆を含んでいるが (また同時に、若干の疑問を誘発するといふ意味において)、この問題を検討する場合に有用な参考資料となる (しかるに現在ではこのセリグマンの解釈が殆んど忘れられているように思う)。セリグマンの解釈は、Political Science Quarterly (1926, June, p. 193~p. 218—September p. 354~p. 383) に掲載された論文 The Social Theory of Fiscal Science 及び Die Wirtschaftstheorie der Gegenwart, herausgegeben von Hans Mayer, F. A. Fetter und Richard Reisch, Vierter Band, 1928 に収載されている論文 (Die gesellschaftliche Theorie der Finanzwirtschaft) (S. 205~S. 245) において表明されている。

セリグマンはそれらの論文「財政学の社会理論」のはじめに、「財政学について研究している経済学者たちは、長いあいだ三つの問題を検討している。その第一の問題は、財政学が研究すべき固有の課題 (認識対象—Erkenntnisobjekt) に関する——財政学は国家を研究するのか、国家を形成している個人を研究するのかという問題である。この問題についてのどのような答えを持つかによって非常に違った結論が出てくる。第二の問題は、国家が個人に対する関係である——国家はいかなる意味で、またいかなる方法で、国家はそれ自体に特有の経済的生存 (ein eigenes wirtschaftliches Dasein) を行なうか。またいかなる意味と方法において、個人はこの国家の経済生存に参加するかという問題である。第三の問題は、課税原則に関する——費用原則か、利益原則か、給付能力原則かの問題である。これらの問題に答えようとすると、すぐに、いっそう基本的な問題がそのうちに存在していることが判かる。少くとも、三つの基本的な問題が現われてくる。社会集団一般の本質は何か。公共欲望と国家活動の性質は何か。国家が個人に対する財政関係はいかなるものかということである (The Social Theory, p. 193—Die Gesellschaftliche Theorie, S. 205—この英文とドイツ文の論文とにおいては、セリグマンの解釈の表現に若干の

相違がある——その場合には主としてドイツ文の論文「財政の社会理論」によることを念のために記しておく。

ここでセリグマンの「財政学の社会理論」における解釈の全文について述べることはできない。ここでは、公共欲望—公共財に関連する部分を要約して述べることにする。

セリグマンは、すべての生活は個人とその欲望に発するという。その欲望を、個別的欲望 (separate want)、互惠的欲望 (reciprocal want)、共同欲望 (common want) に区別する。

個別的欲望というのは、他人と関係なく単独の努力によって満たされる欲望である。互惠的欲望は、各個人が各々に異なる目的を追求する他人の行為によって助けられて、たがいに補完し合うことによって満たされる欲望である。例えばAが魚が欲しいと思いつながら、自分で魚をとりに行かないで、欲しいと思う魚をBから得ようとする場合に、暴力によってBから奪わない限りは、Bが欲している何物かを、その魚の代償として、Bに与えなければならぬ。AとBの欲望が違っている場合 (例えばAは魚を欲し、Bは鶏を欲している場合) には、交換によってAとBの欲望が満たされる。すなわち、AとBの欲望は相互補完的な行動 (complementary action) によって満たされる。これが互惠的欲望であつて、互惠的欲望は少くともA・Bふたりの個人の補完的行動によって満たされる欲望である。

しかし、例えば鯨とか象を捕獲しようとする場合のように、各個人が単独では行ない得ない場合がある。鯨か象などを捕獲しようという同じ欲望を持つ多数人 (A・BのほかはC・D・E……) の協力によらなければその欲望を充たすことができない。この場合には、各個人の欲望は同一であつて、交換によつては充たされず、共働の協力によつてのみ充たすことができる。各自相互の補完的行動によつて充たされる互惠的欲望ではなく、協力的行為 (cooperation) によつて充たされる共同欲望となる。共同欲望というのは、個人が他の個人とともに持つて、同時の共同行為によつてのみ充たされ得る欲望のことである。

セリグマンは「個別的欲望、互惠的欲望、共同欲望の正しい区別は (the real distinction—der wahre Unterschied)」、その欲望の本来の—本源的な心理的性質とか、充足される欲望の特殊性質にあるのではなく、むしろ、欲望が充足される、または充足され得る方法、または手段 (way or medium) にある。同じ欲望も、欲望の充足方法によつて異なる部類 (カテゴリー) に帰する」という (したがつて、個別的欲望・互惠的欲望・共同欲望は相互に移行し合うことになる——それぞれの特定の事情にしたがつてその充足方法が違ふことによつて変化することになる)。

セリグマンの解釈においては、私的共同欲望 (private common want) と、公共的共同欲望 (public common want) の区別も、全くそれらの欲望が充足される方法の如何によつている。国家その他の統治組織 (Political organisation) の諸形態を Public Group (公共的集団—公共団体) と云い、公共団体によつて充足される欲望が公共的共同欲望である。私的団体 (Private Group) によつて充足されている欲望—私的共同欲望も、国家あるいは公共団体によつて充足される場合には公共的共同欲望—なお正確に云えば公共欲望 (public want) となる。公共欲望の充足は用役および財貨の提供という形態に現われるが、それらは経済活動の対象を構成している経済財である。個人の公共欲望の充足に当てられる経済財が公共財 (public goods) である。公共欲望・公共経済活動・および公共財は、私的欲望・私経済的活動・私的財とそれぞれ対比されることになる。

セリグマンは、ザックス (Emil Sax) と、ザックスの解釈を継承する諸学者が、統治団体 (セリグマンはここで political organisation) ということばで表現しているが、それは国家・公共団体の意味である) によつて充足される欲望を集合的欲望 (collective want) と云つて個人的欲望と対立させているが、その解釈は二つの点で誤りであるという。

第一に、すべての共同欲望は、多数の個人の集合的活動によつてのみ充足され得るということにおいて、集合的欲望である。私的団体であつても、公共団体であつても、いずれも集合的 (collective) である。さらに第二に、集合的欲望は個人の欲望と対立させるべきではない。集合的欲望は、究極において、その集団を形成している個人が感ずる欲望である。正しい対立は、個人の個別的欲望と、個人の共同欲望との間の対立にある。それ故に、集合的欲望と個人の欲望の間の対立を設

定することはできない。個人の欲望の概念を最高概念として設定しなければならない。集合的欲望または共同欲望はその下位概念であつて、その集合的欲望または共同欲望は、それが私的団体(集團)によつて充たされるか、公共団体によつて充たされるかにしたがつて、さらに私的欲望か公共欲望に分かれるのであるという(The Social Theory, p. 195, p. 198~p. 199, p. 201, p. 355~p. 357—Die gesellschaftliche Theorie, S. 206, S. 208, S. 211, S. 225~S. 227)。

そこで、個人の共同欲望であつて、国家・公共団体によつて充足されるものと、私的団体によつて充足されるものには、いかなる特徴(the specific characteristics)があるかという問題を検討する。

第一の特徴は、国家・公共団体と私的団体によつて充足される欲望は、その重要性を異にしていることにある。国家・公共団体は、私的団体よりも、はるかに基本的に重要な欲望を充足する。その重要さの程度の相違が殊に甚だしい場合には、その欲望の性質の相違と殆んど等しいほどの重要性を持つことになる。

国家・公共団体が充たす欲望は、これを形成する個人の共同欲望のなかでも最も基本的な欲望であつて、個人を保護することである。個人は単独では外敵に対して自己を保護し得ない。国家その他の統治組織(公共団体)によつて、その保護の欲望を充足する。生命・財産・自由の保護が共同欲望のなかでも最も基本的なものである。個人が国家との関係を離れる時には、その生命と経済的生存とを脅かされる危険に陥る。セリグマンは国家・公共団体が充たす共同欲望の第一の特徴は、その「基本性」(fundamental character—fundamentalism)にあるという。

第二の特徴は、国家・公共団体が一定地域内の——一定の社会(community)の人々のすべてを包含すること、すなわち普遍性(all-embracing character—universalism)にある。この普遍性ということは、第一の特徴である「基本性」から生ずる。国家が充たす生命・財産・自由の保護のような基本的共同欲望は、私的団体によつては充たし得ないし、またその欲望はすべての人々が持つものであるから、その「基本性」は普遍性を生ぜしめることになる。

第三の特徴は、国家・公共団体が持つ強制性であるが(英文の論文では compulsion、ドイツ文の論文では Zwangsgewalt と表現されている)、これは「基本性」と「普遍性」が結合した産物である。或は国家の強制性というよりは、むしろ国家の構成員たることの非分離性(indissolubility)というのがよいであろう。個人は私的団体からは任意に離脱し得るが、国家・公共団体からは離脱し得ない。私的団体の場合と異なつて、国家・公共団体の場合には、すべての人々を包含する「普遍性」を持つているから、個人が自己の或る部分的利益または意見が他の人々と一致しなくとも、国家の外に在るべき余地がない。個人の特殊の利害の故(ゆゑ)もつて、他の多数者の共同利害に反することは許されない。もし、国民のうちの個人が、その国家・公共団体の意志に従わないようなことがあれば、国家の意志に従つて行動するように強制されなければならない。この「強制」ということは、国家・公共団体が充たす共同欲望の「基本性」と「普遍性」の所産である。

国家・公共団体のこの三つの特徴は積極的(positive)な特徴といふべきものであるが、さらにその性質といふよりは程度の相違を表わす附加的または消極的な(英文では additional、ドイツ文では negativ と表現されている)特徴ともいふべきものがある。

その附加的または消極的な第一の特徴は、非互恵的性質とも云うべきもので、個人と国家・公共団体との間には何等の互恵的關係が存在しないことである。国家の職分において基本的に重要なことは、公共的目的と公共的福祉である。個人の個別的利益のために行なわれるのではない。例えば、軍備、司法・警察・学校施設等によつて、いかなる利益が個人に生じても、それはその国家・公共団体の一員であることに附随してその個人に利益が生ずるのである。

第二の特徴として、国家活動によつて個人に帰する利益は区分し得ないという意味で、利益の「不可分性」(indivisibility)といふべき特徴が生ずる。この不可分性といふことは、「非互恵性」と相関関係を持つてゐる。この不可分性は非互恵性と同じように「基本性」の所産である。

第三の特徴は、不可量性 (Inmeasurability) ということである。基本的な欲望の充足に向けられる国家活動が個人に附随的な利益を生ずる場合においてすらも、それらの利益は大部分は正確に計量することは不可能である。国家活動の利益が不可分であり、個人に帰する個別的利益がない場合には、もちろん、その利益を測定すべきものがない。例えば、いかにして国防・司法・警察の保護が各個人に与える利益を正確に測定し得ようか。国家・公共団体の基本的な活動について、その利益を各個人について測定し得ないこと¹¹「不可量性」といべき特徴が存在する。

セリグマンは (ここに要約して説明したように)、国家・公共団体によって充足される公共的共同欲望¹²公共欲望の諸特徴を検討している (p. 358—p. 370—S. 227—S. 236)。セリグマンは「財政学の社会理論」の結論の一節に次のようにいう。財政学は社会関係の学問である。財政需要は共同欲望であり、その共同欲望の正確な分析を通じてのみ、われわれは国家の財政活動の判断に確実な基礎を見いだすことができるという。

三、サムエルソンの「公共財—集合的消費財」の概念

現代 (一九五〇年代—六〇年代) における「公共欲望および公共財」に関連する代表的な解釈として、サムエルソン (P. A. Samuelson) とマスグレーブ (R. A. Musgrave) の解釈をあげることができよう。

サムエルソンの公共財に関する基本的解釈は「The Pure Theory of Public Expenditure (The Review of Economics and Statistics, November, 1954)」に示されている。

サムエルソンの解釈における「公共財」は、すべての人々が共同に享受する集合的消費財——各個人が或る一つの集合消費財を消費することが、いかなる他の個人のその財の消費を減少させることにならない (leads to no subtraction from) という意味において——したがって、すべての各個人についても、各個の集合的消費財についても、同時に、各人の集合的消費財

の消費量が等しいという意味において、すべての人々が共同に享受する集合的消費財 (collective consumption goods which all enjoy in common) である。ただしサムエルソンは、(各個人が) 集合的消費財を享受するという何か神秘的な集合的な心があることを仮定しない (I assume no mystical collective mind)。各個人は、私的財および集合財を含むすべての財の消費に関して、終始変わらない或る順位を持つ選好の組み合わせ (型) (a consistent set of ordinal preferences) を持っていることを仮定しているのである (p. 387)。サムエルソンは、最も極端な場合 (polar case) を想定した純粋な公共財の理論モデルを提示しているのであって、それは非現実的 (unrealistic) な性格のものである。その「公共経費の純粋理論」は、polar case における規範的理論 (normative theory) である (サムエルソンの公共経費の純粋理論に関する解釈は、この The Pure Theory, 1954 のほか、Diagrammatic Exposition of a Theory of Public Expenditure, The Review of Economics and Statistics, November, 1955。Aspects of Public Expenditure Theories, R. E. S. Nov., 1958 に提示されている)。

サムエルソンのこの「公共経費の純粋理論」は確かに極めてすぐれた論文である (現在のところ、公共財の問題に関する解釈において、このサムエルソンの解釈の枠を出ていないものが極めて多い。私もこの論文の価値を高く評価する)。しかし、私はこの理論の出発点となっている公共財の基本的解釈について若干の疑問を持っている。サムエルソンは「公共経費の純粋理論」と云うが、その理論の内容は「公共経費によって作出される国家 (公共) 用役の純粋理論」と云うべきものであると思う (The Pure Theory of Public Services created by Public Expenditure と云うべきであろう)。或は、それはただ「ことば」の問題だけのことであるという人々があるかもしれない。もし、そのように考える人があれば、それは現代の財政学にいまなお残っている一つの重大な誤りを表現している。それは「ことば」の問題ではなく、財政活動に関する理解の不足を反映しているという意味を持っている (それ故に、特にこの問題を指摘するのである)。公共経費の内容は、資金・財貨・用役の処分である。その経済財の処分によって、用役の提供・財貨の提供・貨幣の提供という形態の国家 (公共) 給付 (用役給付・財貨給付・

貨幣給付)が作出される(高木・大熊・古田共著「財政政策」二六頁を参照されたい)。サムエルソンの前記の「公共財」の基本的解釈―集合的(共同)消費財の解釈に該当するものは、公共経費によって作出されるこの「用役給付」である。私は「現代の財政学にいまなお残っている一つの重大な誤り」と記したが、それは公共経費の作用・効果と、公共経費によって作出される国家(公共)給付の作用・効果とは、もともと財政学および経済学においては同意語に理解されているという解釈があるからである。資金の処分がそのまま公共給付と直結するのは―資金の処分の作用・効果と同じ意味に理解してよいのは、貨幣給付(貨幣の提供という形態の公共給付)の場合だけである(三田学会雑誌、昭和三十七年九月号二八頁、花戸竜蔵博士古稀記念論文集、三八―九頁を参照されたい)。

サムエルソンの解釈において公共財となるのは、財貨・用役の処分によって作出される「用役給付」だけであろうか。また用役給付のうちでも、或る個人の消費が他のいかなる個人の消費も減少させない場合だけが集合(共同)消費財であると解釈していることになるであろうか。サムエルソンは、純粋な公共財のモデルについていっているのであつて(二七頁参照)、非現実的な Polar Case における公共財である。それは現実性ある場合(Polar caseでない場合)における公共財の理解にそのまま当てはまると解釈してはならない(したがって、サムエルソンの解釈する公共財の実例を示そうとすることはなかなか難かしいとよく云うが、それは実例を求めることが無理なのである。実例ということは、或る時と所において―現実的な歴史的属性を持っている経験的事実―または現実に発生すると予想される事実である。サムエルソン自身が非現実的な純粋理論であると云っている解釈に該当するような公共財の実例を求めようとするならば、そのことはサムエルソン自身が云っていることの意味を理解していないことにもならないであろうか)。

サムエルソンの Polar Case における公共財に関する解釈において、前記のような意味で「すべての人々が共同に享受する集合的消費財」は、また同時に、すべての各個人が平等に消費することになると解釈しているとすれば、それは Polar Case を仮定する場合だけであろう。他の場合には、共同消費ということと、平等(均等)消費ということとは、必ず直結するであろうか。サムエルソンが仮定した Polar Case でない場合には、共同消費ということは公共財であることと条件になるが、平等消費ということは公共財であることと条件にはならないか。そのほかの問題について、マスグレートの解釈と併せて後に検討することにしよう(三九頁―四四頁参照)。

四、マスグレートの「社会的欲求」と「価値欲求」の解釈

現代の財政学において「公共欲求」と「公共財」に関する一つの重要な解釈は、マスグレートの「財政理論」に示されている解釈である(R. Musgrave, The Theory of Public Finance, 1959. — 木下和夫監訳「財政理論」)。

マスグレートの「公共欲求」(Public Wants)―木下訳では公共欲求を「社会的欲求(Social Wants)と価値欲求(Merit Wants)に区別し、社会的欲求と価値欲求の特徴を示している。

「社会的欲求は、すべての人々によって等しい量で消費されるべきは(註)サービスによって充足される欲求である」(Social wants are those wants satisfied by services that must be consumed in equal amounts by all)と云う(註 木下訳では「すべてのひとびとが等しい量の消費の対象とすべきサービスによって充足されるところの欲求である」と表現されている。この問題については後に四一頁で述べる)。そのサービスに対して支払わないからと云って、それらの人々は、そのサービスが提供する利益を享受することから除外されない。すなわち Exclusion Principle Ⅱ「除外原則または排除原則」は適用されない。社会的欲求の充足は価格の支払いを条件として行われるのではないから、自発的な支払いをしようとはしないであろう。そこでこの種の欲望は市場で―市場機構を通じて充足することはあり得ない。もし、その社会的欲求を充足しなければならぬということになれば、予算による給付措置(Budgetary provision)が必要になる。社会的欲求の場合には、それぞれの人々が享ける利

益は、その人が支払った租税などの貢納とは関係がないことは誰でもみな知っているから、自発的貢納 (Voluntary contribution) などは期待できない。そこで政府が介入しなければならなくなり、「強制」(compulsion) が必要とされることになる (p. 8~p. 10—木下監訳 p. 10, p. 12~p. 13 参照)。

「価値欲求」(Merit Wants) という第二の型の公共欲求は、排除原則 (または除外原則—exclusion principle) に従っているサービスによっても充たされ、有効需要の範囲内で市場によっても充足される。しかし、もしそれらの欲望の充足が、市場を通じて提供され—また私的購買者がこれに対して支払うもの (部分) を超えてそのうえにも (over and above)、公共予算を通じて提供されるほどの価値があるもの (meritorious) と認められる場合には、その欲求は公共欲求となる。社会的欲求の充足も価値欲求の充足も、公共予算を通じて提供されることにおいて公的欲求であるが、それぞれ異なる原則が適用されている (ここ) で「異なる原則が適用される」というのは、社会的欲求の充足は「消費者主権の原則に従わねばならないが (should be subject to the principle of consumer sovereignty)、価値欲求の充足は、その性質からして、消費者選好 consumer preference に対する干渉を含んでいるという意味を持つであろう」(p. 13—木下訳 p. 18 参照)。

マスグレイブは「公的生産」(public production) の問題に関連して、公的生産経営を適当とする第一のケースは、或る特定の財貨および用役について、その財貨・用役の固有の性質が、私的供給者に任せておくことができないもの (財貨・用役) である場合に関連している。たとえば軍事組織の運営 (軍備) または司法などである。……これらの用役 (サービス) の質的な内容—或はそれらが充たすべき欲求は、公的機関によって充たされなければならない性質のものである。……公共欲求に関するわれわれの概念は公共財 (public goods) の概念によって補足されることになる—すなわち、その財の固有の性質が公的生産を必要とする財という意味での公共財の概念によって補足されることになる。公共財 (public goods) は、公共欲望 (public wants) を充たす財という特徴を持っているが、公共欲望を充たすすべての財は、上記の意味における公共財 (註

公的生産によって作出される財) でなければならないと云うのではない。たしかに、配分部門 (Allocation Branch) によって提供される支出 (the outlays provided for) の大部分は、民間事業からの購入—或は程度の相違はあるが完成した生産物の購入を含んでいる。公務員および水夫が公用に雇われなければならないが、また民間事業から鉛筆を購入し、戦艦を購入したりすることもあるという (それらも公共財であるという意味である) —なお、続いて「公的生産のすべての場合」事例が、公共財を含んでいるというのではない」と述べている (p. 43, p. 44—木下監訳 p. 65 参照)。

ここに要約したように、マスグレイブの解釈においては、社会的欲求も価値欲求も、公共予算措置を通じて財政活動を通じて充足されることにおいて公的欲求 (公共欲望) であるという。さらに、公共財は公共欲望を充足する財であるという。

五、公共財と等量消費の条件について

ここで、マスグレイブの解釈に関連する、一つの疑問を提出する。それはマスグレイブがいう「社会的欲求」と等量消費の問題—社会的欲求は、すべての人々によって等しい量で「must be consumed」される「サービス (Services)」によって充足される欲求であるというマスグレイブの表現のうちで、この「must be consumed」という章句が持つ意味に関連する疑問である。まず、私はこの「must be consumed」という章句の解釈の相違によって、次に重大な問題が現われてくると思う (附記 読者のうちには、この「must be」の意味をとりあげることなどは、いわば英文法の初歩の問題であって判り切った・とるにたらないことだと思ふ人もあるかもしれない。しかし私は自明—self-evident な、または無視してよい—negligible なことだと思われていることの中に、重大な問題が潜在している場合があると思う。もし、とるに足らない問題だと思ふならば、いまここに提出する疑問に対して、読者自身の主体性ある判断を表明されたい。もし、すぐにその主体性ある判断を示すことができなければ、この問題が決して自明なことでもなく、またとるにたらない問題でもないことこの証明になる)。

この「must be consumed」は、社会的欲求の内容を（またその枠を）規定する—または限定する条件を示しているものと理解すべきであろうか——社会的欲求を充足するサービスは、すべての人々によって等しい量で消費されなければならないという意味に解するか。したがって、等量で消費されないサービスによって充足される欲求は、社会的欲求でもなく↓公共欲求（公共欲望）でもないということになるか。そうすると、価値欲求は等量で消費されるサービスによって充足されるのではないから、公共欲求ではないと云うことにならないか。そうすると、前記のマスグレーブの解釈はその内容が混乱してしまうことにならないであろうか——マスグレーブの解釈が崩れることになるであろう。しかし、マスグレーブの公共欲求—公共財の解釈に疑問を持たない人々は（やや強く表現すれば、疑問を持ちたくないと思っている人々は）、マスグレーブは、ノーマティブ（規範的）な考察を行なっているのであって、消費者主権が完全に成立している場合には、公共欲求を充足する公共サービス（公共財）は、すべての人々によって等量で消費されるものでなければならないと云っているのであるというかもしれない。そこで、また私には一つの疑問が現われてくる。それならば、消費者主権がまだ完全に確立していない社会において、この等量消費という条件が充たされないとすれば、その社会においては財政活動によって作出される公共財によって充足される社会的欲求もなく、価値欲求もなく——「公共欲求」（公共欲望）なるものは全く存在しない——その社会には「公共財」なるものは全く存在しないということになるであろうか。マスグレーブは「消費者主権の基本的な教義（the basic doctrine of consumer sovereignty）」は、究極的には、市場に関する完全な知識と合理的な評価という仮定に基礎をおいている」という（p. 14—木下訳二〇頁参照）。すべての消費者が、国内および国外のすべての社会的・政治的・経済的諸要因とそれらの変動によって動いて行く市場に関する完全な知識と、それを基礎とする合理的な評価を行い得ると想定することは、これもまた非現実的な一つの polar case であろう。したがって、この非現実的なポオラー・ケースである消費者主権が完全に確立している状態がいまだ実現していない社会（マスグレーブが想定する polar case でない現実の社会）におい

ては、マスグレーブの「社会的欲求」を充足する公共財は、すべての人々による等量消費という条件を充たさなければならぬ——その条件を充たさなければ公共財ではないという解釈は、全く非現実的な解釈であるということになる（私はむしろ、その解釈は誤りであると思ふべきであると思う）。前記の「must be consumed」という章句は、私は「等量に消費されなければならない」という条件として解釈すべきではなく、「等量に消費されるべきは、必ずである」——「等量に消費されることには必ずである」という公共財の提供に関する期待—または期待される事実を表わしているものと解釈している。

すでに示したように（三七頁参照）、マスグレーブの「財政理論」の木下和夫教授の監訳においては「社会的欲求」とは、すべてのひとびとが等しい量の消費の対象とすべきサービスによって充足されることのあるところの欲求である」となっている。私はこの訳文は（等量消費の対象とすべきと訳してあることは）、有用な苦心の作であると感心している。私が見た原文には「対象とすべき」という字句はないが、このように訳出すれば、マスグレーブの公共財に関する解釈が活きることになるかと訳者は考へられたのであろうかと私は推測している。「対象とすべきサービス」ということになれば、その対象とすべきサービスがすべての人々によって等しい量で消費されるべきであるが（その事実が期待されているが）、消費者主権が確立していない社会において「等量消費」という条件が充たされなくても、公共財であることを否定するものではないという意味を含んでいと理解させることができるという配慮を含んだ苦心の作であろうかと推察している。

木下教授の「第二刷への監修者序文」（一九六三年三月）は、極めてすぐれた内容のものであって、私は何度も読んで啓発されたが、その末尾に近いところで、本書の邦訳に当って……（誤りと考えられる箇所については）発見の都度、著者に問い合わせて訂正を加えた。原著はすでに第六刷を重ねており、その最新版では邦訳で行われた訂正箇所との照合がなされていると記されている（第二版への監修者序文五頁）。マスグレーブの「The Theory of Public Finance (1959)」が刊行されてからすでに約八年がすぎている。私はマスグレーブ教授は訂正第二版に着手している頃であろうと思う。その Revised Edition に、木下教授がすでに指摘されて訂正された諸点の

公共欲望および公共財に関連する問題

ほかに、いくつかの点が木下教授の指摘によって訂正されることになれば学界の大きな貢献になる。

サムエルソンのことばに「私の純粋な公共財のモデルは一つの非現実的な Polar Case になっているが……」という章句がある (Aspects of Public Expenditure Theories, Review of Economics and Statistics, Nov., 1958, p. 336)。サムエルソンが仮定する Polar Case においては、共同消費はそのまま等量消費になることを意味しているが、その Polar Case でない一般の社会においては、共同消費ということはそのまま平等消費を意味することになるとは云っていない。

例えば、近代の国民的社会において(サムエルソンおよびマズグリーブが想定する polar case でない社会において)、国民各自が国家・公共体を代表する政府の財政活動によって充足される公共欲望について(セリグマンの解釈における公共的共同欲望については三二頁参照)、各人が持つ欲求の強度にはそれぞれの相違がある。また国民各人が国家・公共体を代表する政府の活動―その一つの形態である財政活動によって充たされることを期待する公共欲望が、公共財の提供によって現実に充たされる程度には各人についてそれぞれの相違がある。しかしそのことは、そのままに、国民一般が持つ公共欲望なるものが―またその公共欲望を充足する公共財が―全く存在しないということにはならない。あるいは、階級対立の社会―階級国家においては、その国民のすべてが共通に持つ公共的共同欲望⇨公共欲望というものなどはないと云うか―ただ在るのは支配階級層の人々が公共欲望だと称しているものだけであると云うかもしれない。しかし、例えば、その社会を形成している各人の生命の保護・各人の経済的生存の維持に必要な条件を確保するために、国家・公共体の政府の財政活動(その財政活動によって作出される国家(公共)用役の提供または財貨の提供・資金の提供)によってその条件が充たされることを望むこと―その公共的共同欲望⇨公共欲望を充たすために必要な公共財を求めることは、いずれの社会においても存在すると云えよう。公共欲望が存在するか、存在しないかということ、その公共欲望を充たすための公共財の提供によって各人が享ける利益に程度の相違があるということとは、問題の所在または意味が違ふと思う。公共財の提供によって各人が享ける利益の程度が違ふから、公共欲望なるものも、またそれを充足する公共財なるものは存在しないということにはならない(このことは、さきに述べた「等量消費」が公共財の条件となるかという問題とも関連を持っていて)。

六、非除外原則と公共財の社会経済的性質

そこで、マズグリーブの解釈を例としてみれば(三七―四一頁参照)、社会的欲求を充足する公共財を規定する条件として、(1)等量消費という条件と、(2)排除原則(または除外原則―Exclusion Principle)が適用されないという条件(または原則)⇨非排除原則(非除外原則)の二つの条件または原則のうちで、(2)非排除⇨非除外原則だけが成立することになる(等量消費の原則は成立しないことになる)。

財政活動の主体である国家・公共団体の政府とその関係事業の諸経済単位によって形成される政府部門(Government Sector)と、私的企業・私的企業・私的非企業の私経済諸単位によって形成される私的部門(Private Sector)とは、(1)強制的(権力的)・非交換関係と、(2)任意的・交換関係によって結びつけられている。財政活動はこの二つの経済的結合関係、すなわち(1)公共経済的関係⇨公共経済的過程と、(2)市場経済的関係⇨市場経済的過程とにおいて行なわれている。そして(1)公共経済的関係によって結合されている領域が、経済社会の公共経済的領域である。(2)市場経済的関係によって結合されている領域が市場経済的領域である(高木・大熊・古田共著「財政政策」―高木担当の一頁―一九頁参照)。

マズグリーブのいう「社会的欲求 Social Wants」は、公共経済的過程で行なわれる財政活動によって、私的部門を形成する私経済的諸単位に提供される公共財によって充足される(その場合に除外原則は適用されていない)。そこで問題となるのは、マズグリーブは社会的欲求を充足する公共財は公共サービス⇨財政活動によって作出される国家(公共)用役だけであろうか。それとも財政活動によって作出されて公共経済的過程を通じて無償で(除外原則が適用されないで)、民間部門を形成する私経済的諸単位に提供される国家(公共)給付のうち、用役の提供のほかに、財貨の提供・貨幣の提供(財貨給付と貨幣給付)は、公共財とはならないかという問題がある。私はこの問題について、若干の方々に意見を求めた―教えを乞うたこと

がある。それらの方々のうちの多くの人は、サムエルソンの解釈を採る方々であつたが、公共経済的過程を通ずる財貨または貨幣の無償提供は「Transfer Payment」であつて、公共財とは云えないという解釈を表明された。しかし私は、サムエルソンの解釈では(三四頁参照)、公共財は集合的消費財であつて、或る個人がその集合消費財を消費することは、他の個人の消費を減少させることにならない(no subtraction from)と仮定しているが、それはサムエルソンが想定する非現実的な Polar Case について、そうあるべきである、またはそのような状態を実現さすべきであるという立場において云つてゐることである。その Polar Case でない状態があることも、サムエルソンは認めている。私はサムエルソンが想定する Polar Case が実現していない現実の社会についてみれば、公共経済的過程を通じて、無償で(排除原則Ⅱ除外原則が適用されないで)、私経済的諸単位に提供される財貨給付も貨幣給付も(例えば生活保護費によって生活困窮者に提供される用役給付と財貨給付の結合形態である医療扶助、生活扶助金の提供など) transfer payment の形態の公共財があると云つてよいと解釈している(公共財は必ず用役の提供でなければならない——用役給付でなければ、公共財ではないとは云えないと私は判断している)。

マズグリーブは「merit wants 価値欲求」について「排除原則によるサービスによつても充足され得るが……市場を通じても充足されるが、その欲望の充足が私的購買者のこれに対して支払うもの(部分)を超えて、公共予算を通じて提供されるほどに価値ある場合には……」と云つている(三八頁参照)。この価値欲求を充足する公共財は、市場経済過程と公共経済過程において行われる財政活動によつて提供される国家(公共)給付の結合(または混合)形態を示している。「市場によつても充足されるが」と、「それを超えて(over and above)」という二つの部分のうちで、一つは市場機構において充足され得る部分と、他の部分はそれを超えて、財政活動(マズグリーブでは公共予算の措置)によつて充足(財政活動によつて作出される国家公共給付によつて充足)されるほどの価値あるものと認められる部分——この二つの部分から成る。その価値欲求を充たす公共財は、その発現形態において、民間部門を形成する私経済的諸単位に、市場経済過程を通じて提供される部分と、公共

経済的過程を通じて提供される部分とを同時に含む結合形態になっている(財政収入における租税専売収入——わが国の例で云えば、たばこ専売収入のように、市場経済的収入と、たばこ税Ⅱ直接消費税としてのたばこ税の部分Ⅱ公共経済的収入とを含んでいる場合も、この二つの経済的過程における収入の結合形態である)。マズグリーブの「価値欲求」を充足する公共財の解釈を吟味すれば、厳密に云えば、価値欲求のうち現実に市場を通じて充足され得る部分を超えて、財政活動によつて作出される国家(公共)給付によつて充足される部分だけが、公共財であるということになる(市場を通じて充足される部分は、公共財とは云えない)。

「公共財」に関する解釈を吟味する場合にも、マズグリーブにおいて、またコラムにおいても、政府部門を形成している国家および地方団体の政府Ⅱ公共経済的諸単位(財政活動の主体)が、民間部門を形成している私経済的諸単位との結合関係において、財政活動が公共経済的過程と市場経済的過程において行われているという事実、またその二つの経済的結合関係によつて経済社会に公共経済領域と市場経済領域との二つの経済的領域が形成されている事実の認識が乏しいのではないかと、いうことを感ずる(そのことは、かねて前記の共著「財政政策」p.13~p.19においても検討したことがあるが、コラムの解釈は R. E. S. November, 1956 の論文 p.408 にも現われている)。

附記 昭和四十一年度の経済学部の大学院で、大熊一郎教授と私との合同研究会(ジョイント・ゼミ)を持ち、サムエルソンの「公共経費の純粹理論」そのほかの論文(三五頁に記載)を中心として、S. Enke, J. Margolis, C. M. Tiebout, G. Colm, R. H. Strotz, K. Kaizuka の批判論文を資料として——それらはすべて、若い同僚である経済学部助手 飯野靖四君が用意してくれたのだが——大熊教授の指導のもとに活発に研究・討論を行なつた。私はそれによつて啓発され・教示されることが多く、この研究会を楽しみにしていた——またその若い諸君のうちから、必ずすぐれた研究者が出るという確信を持った楽しい思い出があることを附記しておく。